

重 要 事 項 説 明 書 （医療保険）

1，事業所の概要

事業所名	神奈川みなみ医療生活協同組合 みうら訪問看護ステーション
所在地	〒238-0101 三浦市南下浦町上宮田3263-1
事業者指定番号	神奈川県1462790004号
提供サービス	訪問看護（医療保険）
管理者・連絡先	小村 寛美 TEL 046-889-1701
サービス提供地域	三浦市・横須賀市・葉山町

2，事業所の職員体制

職 種	従事する業務	人 員
管 理 者	従業員の管理、利用申込みに係る調整、業務把握及び管理	1名
サービス担当	看護師	7名以上
事務職員	事務	2名以上

令和8年4月1日現在

3，営業時間

区 分	平 日	土 曜 日
営業時間	9：00～17：00	9：00～13：00

（注）日・祭日及び12月29日～1月3日は休業します。

訪問日が祭日となった場合は御相談させていただき、日時の振り替えを行っています。

常時、患者様やご家族からの電話等による24時間連絡が可能です。

4，対象病名とサービス提供時間

介護保険対象年齢の方でも、以下の病名の方は医療保険の利用となります。

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る）、多系統委縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳委縮症、シャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷および人工呼吸器を使用している状態、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋委縮症、球脊髄性筋委縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎

*その他、主治医が訪問看護の必要性を認め、訪問看護指示書を発行された患者様は訪問看護を利用することが出来ます。

5. 料金及び患者負担

料金はご加入されている健康保険の負担割合によって異なります。

医 療 保 険		料 金		負 担 額（1割の場合）
基 本 療 養 費	週3日まで	5550円		555円
	週4日以降	6550円		655円
管 理 療 養 費	1日目	7670円		767円
	2日目以降	3000円		300円
訪 問 看 護 物 価 対 応 料	1日目	2026年6月～	60円	6円
		2027年6月～	120円	12円
	2日目以降	2026年6月～	20円	2円
		2027年6月～	40円	4円

なお、状態に応じて以下の加算料金が発生します。

加 算 名 称		内 容		料 金	負 担 額（1割）
☐	退院時共同指導加算	退院前に療養上の指導を行った時		1回	8000円 800円
☐	特別管理指導加算	特別な疾病で退院時の共同指導時		1回	2000円 200円
☐	退院支援指導加算	退院日に療養上の指導を行った時		1回	6000円 600円
☐	退院支援指導加算	退院日に療養上の指導を行った時（90分以上）		1回	8400円 840円
☐	乳幼児・幼児加算	0歳～6歳児	厚生労働省が定めたもの 上記以外の場合	1か月	1800円 1300円 180円 130円
☐	難病等複数回訪問加算	1日2回 1日3回以上		1回	4500円 8000円 450円 800円
☐	緊急訪問看護加算	在宅支援病院・診療所の指示		月14日まで 月15日以降	2650円 2000円 265円 200円
☐	24時間対応体制加算	緊急時24時間連絡・訪問応需		1か月	6800円 680円
☐	特別管理加算	ガン、気管切開、尿管など		1か月	5000円 500円
☐		酸素、人口肛門、点滴など		1か月	2500円 250円
☐	複数名訪問看護加算	看護師等と訪問		1回	4500円 450円
☐		その他の職員		1回	3000円 300円
☐	訪問看護医療情報連携加算	ICTを用いて記録された情報を取得及び活用		1か月	1000円 100円
☐	情報提供療養書	市町村や指定事業所等への情報提供		1か月	1500円 150円
☐	訪問看護ベースアップ評価料（I）	厚生労働大臣が定める評価基準に適合している場合	2026年6月～	1か月	1830円 183円
☐			2027年6月～	1か月	2880円 288円
☐	ターミナル療養費	在宅で亡くなった場合		1回	25000円 2500円

2026年6月現在

※負担額が2割・3割の方は、料金に0.2もしくは0.3を掛けた金額になります。

自費料金について

内 容		料 金
死後の処置料	平日営業時間内の場合	6000円
	休日・営業時間外の場合	9000円
交 通 費		300円/回
長時間訪問（90分を超える場合）		1000円/30分
休日訪問（日祭日及び年末年始）		1500円/30分
時間外平日（8時～9時・17時～18時）		1000円/30分
時間外土曜（8時～9時・13時～18時）		

＊特定疾患医療受給者証をお持ちの方は、必ず看護師等にご提示ください。訪問看護の一部負担となります。ただし、交通費等の自費料金や公共交通機関利用の訪問看護は、事業所と利用者宅の往復交通費の実費、オムツ代等の日常生活上必要な物品の提供費用は患者様負担となりますのでご了承ください。

＊生活保護をご利用の方は基本的に自己負担はありません。その他、公費負担となる受給者証をお持ちの方は、必ず看護師等へご提示ください。

6、支払い方法

次のいずれかの方法をお選びください。

☐自動口座引落（ご指定口座から翌月２７日に負担金を引き落とします。）

☐現金払い（毎月１５日に前月分の負担金を集金させていただきます。）

＜キャンセルについて＞

ご都合によりサービスを中止にする場合には、できるだけ利用の前日までにご連絡下さい。なお、キャンセル料は頂きません。

7、当事業所のサービスの方針等

（１）当事業所は、生活協同組合が運営する事業所です。患者様の意思及び人格を尊重して常に患者様の立場に立って事業をすすめます。

（２）当事業所が行う訪問看護の実施にあつては、地域の病院、診療所や行政、医師会をはじめとする保健・福祉関係機関と連携をもち、親切であたたかい訪問看護を提供します。

8、相談窓口、苦情対応

（１）サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当事業所 相談員（責任者） 小村 寛美

電話番号 046-889-1701

対応時間 （平日）9時～17時、（土曜日）9時～13時

（２）公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

神奈川県医療安全相談センター 10時～12時 13時～15時 （土日・祭日・年末年始除く）	TEL 045-210-4895 FAX 045-210-8858
横須賀市医療安全相談センター 8:30～12:00 13:00～15:00 （土日・祭日・年末年始除く）	TEL 046-822-4396

9、緊急時および事故発生時の対応

緊急時および事故発生時、看護師等は患者様の生命維持・安全確保を最優先に対応し、ご家族・主治医・市町村等関係各所へ速やかに連絡報告します。事故発生時の状況は記録に残し看護師等の過失が認められる場合には損害賠償をします。

また、日常的に事故防止の研修に励むとともに、事故発生後は事故の原因分析を実施し事故防止策を講じます。

10、個人情報の使用について

患者様やご家族から聴取した個人情報については、別紙に記載されている利用目的の範囲で使用します。看護師等は守秘義務に従って個人情報を取扱い、関係者以外へ漏らすことは致しません。

1 1 , 非常災害対策（感染・自然）

- (1) 事業所は非常災害の発生時において早期にサービスの提供の継続、業務の再開を図るための計画（事業継続計画＝BCP）を策定し必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は従業員に対して業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 2 , 感染対策

- (1) 事業所は感染症が発生した場合蔓延しないように必要に応じた措置を講じます。
- (2) 事業所は感染症の予防や蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用できる物とする）を概ね6か月に1回以上開催します。
- (3) 事業所は感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する

1 3 , 高齢者虐待防止

- (1) 事業所は利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために必要に応じた措置を講じます。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針を整備するとともに定期的な研修の実施を行います。
- (4) 担当者の設置をしサービス提供中に虐待を受けたと思われるものが発覚した場合には速やかにこれを市町村に通報するものとします。

1 4 , 身体的拘束への対策

- (1) 利用者、利用者の関係者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行いません
- (2) 身体的拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 5 , 神奈川みなみ医療生活協同組合の概要

- (1) 代表者名 藁谷 収
- (2) 生協本部所在地 横須賀市平作 7－10－27
- (3) 業務の概要 医療事業、保健予防事業、介護福祉事業
- (4) 事業所紹介 ①衣笠診療所②逗子診療所③三浦診療所
④みうら訪問看護ステーション
⑤医療生協在宅福祉センター⑥みうらヘルパーステーション
⑦デイサービスみうら⑧デイサービス「元気」
⑨ショートステイ安護楽

16, 看護学生実習受け入れについて

当事業所において、看護学生の実習受け入れ施設として協力をしております。看護教育の必要性を御理解いただき御協力お願い致します。

(1) ご利用者様及びご利用者様の御家族の方は、看護学生の実習に関する意見や質問がある場合、同行の看護師に直接訪ね下さい。

(2) 実習を通して知り得たご利用者様およびご利用者様の御家族の方々に関する情報について、記録の管理を十分に行い、プライバシーの保護を固く守ります。

看護学生実習受け入れ [可 ・ 不可]

西暦 年 月 日

上記の通り重要事項説明書を説明し交付しました。

(事業者) 所在地 三浦市南下浦町上宮田3263-1
神奈川みなみ医療生活協同組合
事業者名 みうら訪問看護ステーション

代表者 藁谷 収 印

説明者 _____ 印

上記の通り重要事項説明書を交付され説明を受け同意しました。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人又は立会人)

住所 _____

氏名 _____ 印